

議案第 132 号

伊賀市青少年センター条例の一部改正について

伊賀市青少年センター条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 30 年 11 月 29 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市青少年センター条例の一部を改正する条例

伊賀市青少年センター条例(平成16年伊賀市条例第252号)の一部を次のように改正する。

第2条中「上野中町2976番地1」を「上友生785番地」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。